

令和7年度(2025年度)熊本市高齢介護福祉施設整備に係る事前協議 Q&A

整理番号	施設種別	質問項目	質問	回答
1	地域密着型特別養護老人ホーム	・施設整備費補助金 ・開設準備経費助成事業補助金	事前協議関係資料P5の表中、地域密着型特別養護老人ホームの、「増床の場合についてはQ&Aに掲載」とあるが、回答は如何。	増床も補助対象となる。上限額は次のとおりであるが、単価変動の可能性や補助金自体がなくなる可能性もあり確約できるものではないため、余裕を持った資金計画を立てること。 補助額については、補助単価×増床する床数となる。 ・施設整備費補助金 →4,880千円×増床する床数 ・開設準備経費助成事業補助金 →914千円×増床する床数 なお、増床したことにより広域型特別養護老人ホーム(定員30床以上)になった場合は、補助額等の考えた方は異なる。
2	認知症高齢者グループホーム	・施設整備費補助金	事前協議関係資料P6の表中、認知症高齢者グループホームの、「増床(ユニット)の場合についてはQ&Aに掲載」とあるが、回答は如何。	増床(ユニット)も補助対象となる。上限額は次のとおりであるが、単価変動の可能性や補助金自体がなくなる可能性もあり確約できるものではないため、余裕を持った資金計画を立てること。 ①既存施設創設時に当該補助金の交付を受けていない場合は、上限額は通常の創設の場合と同様、36,600千円とする。 ②既存施設創設時に当該補助金の交付を受けている場合は、次のとおり増床後の床数が18床を超える場合のみ補助対象とする。 ・既存施設1ユニット・9床について、当時、当該補助金の交付を受けており、今回、1ユニット・9床増床し、計2ユニット・18床とする場合 →増床後の床数が18床を超えないため補助対象としない。 ・既存施設1ユニット・9床について、当時、当該補助金の交付を受けており、今回、2ユニット・18床増床し、計3ユニット・27床とする場合 →上限額は18,300千円とする。 ・既存施設2ユニット・18床について、当時、当該補助金の交付を受けており、今回、1ユニット・9床増床し、計3ユニット・27床とする場合 →上限額は18,300千円とする。
3	認知症高齢者グループホーム	・開設準備経費助成事業補助金	事前協議関係資料P6の表中、認知症高齢者グループホームの、「増床(ユニット)の場合についてはQ&Aに掲載」とあるが、回答は如何。	増床(ユニット)も補助対象となる。上限額は次のとおりであるが、単価変動の可能性や補助金自体がなくなる可能性もあり確約できるものではないため、余裕を持った資金計画を立てること。 補助額については、補助単価×増床する床数となる。 →914千円×増床する床数
4	特定施設入居者生活介護	・開設準備経費助成事業補助金	特定施設入居者生活介護における熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助は、施設の種類にかかわらず補助の対象となるのか。	特定施設入居者生活介護における熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助の補助対象施設は、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に限られているため、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては対象外となる。
5	共通	・施設整備費補助金 ・開設準備経費助成事業補助金	補助金はこちらで業者を指定した場合は使えないのか。入札でなければ補助金を出ないのか。	施設整備にあたり、「熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金」・「熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金」を活用する場合は、「熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第6条(10)」・「熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金交付要綱第12条(11)」より、補助事業を行うために締結する契約については一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないものとしている。よって、本市補助金を活用される場合、業者選定についても、市が行う契約手続の取扱いに準拠していただく必要がある。
6	共通	・地元説明	住民への説明会は事前協議書類提出期限日の11月25日までに済ませておく必要があるか。	地域住民への説明は事前協議までに済ませておく必要がある。審査基準に「地元住民に整備計画について説明しており、特段反対意見がない。」という項目があるため、該当しない場合は審査対象外になる。
7	【ショートステイからの転換】特別養護老人ホーム	・居室タイプ	現在、ショートステイの居室が多床室のみの場合、事前にこのショートステイの居室と個室の特別養護老人ホームの居室を変更(入れ替え)を行う前提で、ショートステイからの転換についての事前協議を行うことができるか。	本市においては、基準省令第3条第1項第1号イ及び「熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の附則第2条に基づき、改築や立替えに伴う新築をする場合を除き、新たに特別養護老人ホームの多床室を整備することを認めていない。 よって、特別養護老人ホームの個室とショートステイの多床室を変更(入れ替え)することはできないことから、ショートステイからの転換についての事前協議も行うことはできない。特養の整備については個室に限定されており、多床室での整備を行う計画については審査対象外となる。
8	共通	・施設整備費補助金 ・開設準備経費助成事業補助金	1.熊本市高齢介護福祉施設等施設整備補助金について、金額の算定方法を教えてほしい。 2.災害イエローゾーンに整備する場合、熊本市高齢介護福祉施設等施設整備補助金・熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金は対象外になるのか。また対象外になる基準等があれば教えてほしい。 3.採択を受けた後に辞退した場合、罰則はあるか。 4.補助金の採択が前提として融資審査可決となった場合、金融機関から融資証明書は補助金採択条件が記載(例、但し、補助金採択を条件とする)されているものでもいいか。	1.補助金については、地域医療介護総合確保基金を財源とした、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業及び熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業を活用する予定のため、熊本県から各事業費用の内示額によって金額を算定する。なお、事前協議関係資料に掲載している補助単価はあくまでも令和5年度(2023年度)の単価を目安として提示しているものであるため、単価変動の可能性や補助金自体がなくなる可能性も考慮して、資金計画について十分に検討いただきたい。 2.災害イエローゾーンにおいては、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、補助の対象外となる。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる場合がある。 (ア)土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること (イ)浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。 b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。 c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。 d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。 3.高齢介護福祉施設整備審査基準表6(5)に「過去5年間(令和元年度(2019年度)以降)の整備に係る本市社会福祉施設等施設整備事業の採択を受けた後に、採択法人の責めに帰すべき事由により事業の実施を辞退したことがあるか、又は事業を実施できなかったことがある。」を設けており、来年度以降の事前協議における審査において減点対象になる。 4.補助金採択条件記載されている融資証明書を提出されることも可能。ただし、補助金の単価が変動した場合や対象外となった場合においても対応できるよう、余裕を持った資金計画をたてること。
9	共通	・施設整備費補助金 ・開設準備経費助成事業補助金	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備補助金、熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金が実際に交付されるのはいつか。	補助金の内示時期は例年、採択後の翌年の秋頃(今回の施設整備であれば令和7年の秋頃)。内示後、交付申請書を提出していただき、審査後に補助金の交付決定がおりる。実際に補助金を交付するのは、施設整備が完了した後、実績報告書を提出していただき、交付確定後となる。そのため、事業所を開設して数か月後に補助金の交付になることが多い。